労働者派遣に関する情報公開について

令和８年６月１日

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。
（法第 23 条第 5 項）

令和 6 年度における情報提供を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第 2 位以下を四捨五入）

（1）派遣労働者数の数
　24 人
（2）派遣先の数
　2 社
（3）派遣料金の平均額（8h 平均）
　25,051 円
（4）派遣労働者の賃金の平均（8h 平均）
　19,599 円
（5）マージン率
　21.8%

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

【労使協定】

協定労働者の範囲

・プラント工事における施工管理業務に従事する従業員（中国地方・全国）

・一般事務業務に従事する従業員

協定書の有効期間　　令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

【教育】

訓練種別	教育時期等	訓練方法	訓練費用	賃金
入社教育（安全等）	入社時	座学・実技	無償	有給
現場入所教育	派遣時	座学・実技	無償	有給
法令遵守	派遣中、待機中	座学	無償	有給